

# 「おおさか環境賞」実施要綱

## (目的)

第1条 大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）第14条の規定に基づく自主的な活動の支援のため、環境への負荷の低減や自然との共生、快適環境の創造など、自主的かつ積極的に他の模範となる環境の保全又は創造に資する活動に取り組んでいる個人若しくは団体（NGO、サークル、グループ等を含み、地方公共団体を除く。）、又は事業者に対し、その活動を賞し、奨励することを通して、豊かな環境づくりに向けた行動の輪を広げることを目的とする。

## (賞の名称及び種類)

第2条 賞の名称は、「おおさか環境賞」とする。

2 賞の種類は、大賞、準大賞及び奨励賞とする。

3 特に優れた活動には大賞を贈るものとする。大賞に準ずる優れた活動には準大賞を贈り、それ以外の模範となる活動については奨励賞を贈るものとする。

4 大賞、準大賞、奨励賞のうち、個人と団体、団体と事業者、事業者と事業者等、連携・協力して取り組む優れた協働活動については、さらに特別賞として協働賞を贈るものとする。

## (賞の対象となる活動)

第3条 この賞は、次の各号に該当する活動を対象とする。

### (1) 府民活動

この賞の対象となる活動は、大阪府内で個人・団体が自主的に取り組む豊かな環境の保全又は創造に資する調査研究活動、教育啓発活動、実践活動、その他これに類する活動とする。ただし、大阪府外の活動であっても、大阪府内に住所を有する個人の活動又は構成員の大半が大阪府域に住所を有する団体の活動については、この賞の対象とする。

### (2) 事業者活動

この賞の対象となる活動は、大阪府内で事業者が取り組む豊かな環境の保全又は創造に資する活動とする。ただし、省エネルギー・廃棄物削減などの活動で自社内に限られるものは除く。また、大阪府外の活動であっても、大阪府内に事業所を有する事業者の活動については、この賞の対象とする。

## (賞の対象要件)

第4条 この賞は、次の各号の要件を満たすものを対象とする。

(1) 賞の対象となる活動が他の模範となるものであること。

(2) 賞の対象となる活動が2年以上（年1回程度の活動にあつては3年以上）の実績を有しており、将来にわたり継続する見込みがあること。

ただし、2年以上の年数を満たしていない場合でも、その活動が特に顕著で多大な成果を上げている場合には、これにかかわらず対象とする。

(3) 同一もしくは類似する活動について、大臣又は知事の表彰を受けている者（個人、団体又は事業者のことを言う。以下同じ。）及び「おおさか環境賞」を受賞した者は除く。

(4) 違法行為を行わず、また、違法行為を容認しない者であること。

(5) 活動に際して、金品の寄附、援助、購入や事業参加の強要が認められないこと。

(6) 暴力団の利益になり、又はその恐れがあると認められないこと。

(7) 役員、従業員、社員その他構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しない者である

こと。

(8) その他、大阪府が本賞にふさわしくないと判断した者は除く。

(推薦等)

第5条 大阪府知事は、市町村長、豊かな環境づくり大阪府民会議運営委員会（以下「運営委員会」という。）委員を選任した団体の代表者及び運営委員会を構成する学識経験者（以下「市町村長等」という。）に対し、この賞にふさわしい個人、団体又は事業者の活動について、推薦を依頼する。

2 市町村長等は、この賞の対象となる個人、団体又は事業者の活動があると認めるときは、知事に推薦することができる。

3 団体又は事業者は、この賞の対象となる自らの活動について、知事の定めるところにより、知事に自ら推薦（以下「自薦」という。）することができる。

4 第2項の推薦及び前項の自薦は別に定める様式を用いて行うものとする。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者は、第5条第2項に基づき推薦された者、及び同条第3項に基づく自薦のあった活動（第3条に該当しないものを除く。）を行う者から、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会での選考を経て、大阪府知事が決定する。

(賞の授与)

第7条 この賞の受賞者には、大阪府知事が賞状を授与する。

(その他)

第8条 この賞の運営に必要な事項の審議は、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において行う。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は平成25年 7月 5日から施行する。

附則 この要綱は平成26年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は平成27年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は平成28年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は平成29年 4月 1日から施行する。

附則 この要綱は令和 2年 6月26日から施行する。

附則 この要綱は令和 3年 6月25日から施行する。

附則 この要綱は令和 4年 5月26日から施行する。

附則 この要綱は令和 5年 6月 9日から施行する。

附則 この要綱は令和 6年 4月11日から施行する。